



# 身体障がい者などに対する 自動車の税金の減免制度について



身体障がい者などに係る減免は、障がいの区分など一定の要件に該当する方が自動車を所有し、申請をされることにより適用されます。申請期限を過ぎると、減免が受けられませんのでご注意ください。

普通自動車と軽自動車のどちらか1台に限り減免を受けることができます。

また、普通自動車と軽自動車で申請窓口が異なりますので、確認のうえ、申請してください。

## 軽自動車税種別割の減免申請について

### 1. 減免を受けることができる人（4月1日現在、次のいずれかに該当する場合で一定の要件を満たされた方）

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている人
- ② 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ③ 療育手帳A、A1もしくはA2の交付を受けている人

### 2. 減免の対象となる軽自動車

上記1に該当する本人又は同一生計者が軽自動車を所有し、一定の要件に該当する軽自動車

※減免の対象となる等級など詳しくは、役場税務課までお問い合わせください。

※既に減免を受けている場合も、毎年度申請が必要となります。

（前年度に減免を受けている方については、4月上旬に軽自動車税種別割減免申請書を送付します。）

### 3. 申請場所

坂祝町役場 税務課 ☎66-2404（直通）

### 4. 申請期間

4月15日～6月1日（土、日、祝日を除く）

### 5. 必要なもの

- ① 運転をする方の運転免許証
- ② 障がい者などであることを証する書面（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など）
- ③ 当該軽自動車の車検証
- ④ 印鑑
- ⑤ 納税義務者（所有者）の個人番号確認書類（通知カード又は個人番号カードなど）



## 普通自動車税種別割の減免申請について

身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者の方が所有する自動車（軽自動車を除く）の「令和2年度自動車税種別割の減免申請臨時窓口」を次のとおり開設しますので、ご利用ください。

**期日** 3月4日(水)・10日(火) **時間** 午前9時30分～午後3時30分

**場所** 可茂総合庁舎 1階 1-1会議室（美濃加茂市古井町下古井2610-1）

なお、中濃県税事務所、自動車税事務所及び各県税事務所でも、受付を行っています。

詳しくは、下記までお問い合わせください

問い合わせ先

岐阜県中濃県税事務所	TEL 0575-33-4011(代)	内線 272・273
岐阜県自動車税事務所	TEL 058-279-3781	
岐阜県総務部税務課	TEL 058-272-1111(代)	内線 2197

※令和元年10月1日から、自動車の排気量などに応じて毎年かかる自動車税は「自動車税(種別割)」に、軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」に名称が変更されました。